



下水道への接続は3年以内に!

上下水道局が公共下水道の供用(処理)開始を公示すると、下水を処理すべき区域(処理区域)内の建築物所有者等は、下水道を使用する義務が生じます。

①くみ取り便所の建築物所有者 くみ取り便所は、処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

②浄化槽便所の建築物所有者 台所、風呂場等の汚水については、くみ取り便所の場合と同様です。また、浄化槽も処理を開始すべき日として公示された日から3年以内に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません。(那覇市下水道条例第24条第1項)

下水道へ接続すると、次のような効果が得られます。

川や海がきれいになります。

汚水が川や海に直接流れ込まなくなると、きれいな自然の水をとりもどし、魚や小鳥の住む、豊かな自然が守れます。



水洗トイレが使えるようになります。

くみ取便所等が、きれいで衛生的なトイレに変わり、いやな臭いがなくなります。近所からの悪臭の苦情がなくなります。



街がきれいになって生活環境がよくなります。

きたないドブや水たまりがなくなって、ハエや蚊などの害虫がいなくなり、街はきれいに整備され、快適な生活環境が生まれます。



水洗化の改造工事への補助・公共下水道への接続工事の資金貸付

水洗化の改造工事への補助として ①生活扶助世帯補助(持家) ②障がい者世帯補助(持家) ③低地帯建物の下水道接続補助(持家) ④低所得世帯補助(持家)の制度があります。

(ただし、①～④の補助はいずれも新築工事は該当しません。)

また、補助制度とは別に貸付制度もあります。(ただし、所得等の制限があります。)

補助・資金貸付制度の詳細については、下記担当係までお問い合わせ下さい。

排水設備工事は指定工事店へ!

くみ取便所を水洗便所に改造し、台所、風呂場、洗濯水などの生活排水も下水道管に流し込むようにする施設の工事を「排水設備」の工事といいます。浄化槽を廃止して下水道管に接続する工事と同様です。

この排水設備の工事は「那覇市排水設備指定工事店」でなければ行ってはいけません。

トイレの水洗化改造や排水設備工事は、専門知識と技術をもった「指定工事店」で行わないと、詰まりの原因となったり、公共下水道の機能に悪い影響を及ぼしたりします。また、無断接続となり下水道使用料の徴収漏れが発生します。発覚した際は、過去にさかのぼって料金が請求されます。

「指定工事店」では、工事にあたっての諸手続き「排水設備計画確認申請書の提出」「工事完了届、使用開始の提出」を皆さんにかわって行います。完了検査に合格すると門口に「章標」を貼付けます。

※指定工事店については、上下水道局ホームページで確認できます。また、広報誌裏表紙に指定工事店が掲載されております。



【お問い合わせ】料金サービス課 排水設備係 TEL:941-7810